第四十条の八の九第十五項及び第四十条の八の十第三項中「三年」を「七年」に改める。

第四十条の八の十一第一項の表法第七十条の七の九第一項の項及び法第七十条の七の十第一項の項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改める。

第四十条の八の十二第五項第二号を次のように改める。

二　前号の相続人等に係るイに掲げる価額とロに掲げる金額との合計額からハに掲げる価額を控除した残額

イ　当該相続人等が法第七十条の七の十二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により取得した財産の価額

ロ　当該相続人等が被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものの価額から同法第二十一条の十一の二第一項の規定（法第七十条の三の二第一項の規定を含む。）による控除をした残額

ハ　当該相続人等が法第七十条の七の十二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得した同項の規定の適用に係る持分の価額

第四十三条の二第一項第一号中「以下この号及び」及び「当該事業区域が法第八十三条第二項に規定する特定都市再生緊急整備地域内にある場合には、五万平方メートル以上）」を削る。

第四十五条の四第二項中「及び第四十六条の三」を「、第四十六条の三及び第四十六条の四」に改める。

第四十六条の四を次のように改める。

（カジノ業務収入の割合が僅少である場合）

第四十六条の四　法第八十六条の六第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、当該課税期間における資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。）の対価の額（消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額に当該課税期間におけるカジノ業務収入（法第八十六条の六第一項ただし書に規定するカジノ業務収入をいう。以下この条において同じ。）の合計額を加算した金額のうちに当該カジノ業務収入の合計額の占める割合が百分の五を超えない場合とする。

第四十六条の五第一項中「第八十六条の六第一項」を「第八十六条の七第一項」に、「第八十六条の五」を「第八十六条の六」に、「第四十六条の三」を「前条」に改め、同条第二項中「第八十六条の五」を「第八十六条の六」に、「第四十六条の三」を「前条」に改める。

第四十六条の七及び第四十六条の八を削る。

第四十六条の六第三項中「（昭和二十八年法律第六号）」を削り、同条を第四十六条の八とする。

第四十六条の五の次に次の三条を加える。

（相続等があつた場合における前年度課税移出数量等）

第四十六条の六　相続その他の理由により酒類の製造免許（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項に規定する製造免許をいう。第四十六条の七の二、第四十六条の八の二及び第四十六条の八の四において同じ。）に係る製造業の全部又は一部の承継があつた日以後における法第八十七条第一項（同項に規定する前年度課税移出数量及び当年度酒税累計額に係る部分に限る。）及び第二項（同項に規定する特定品目前年度課税移出数量に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該承継前に当該承継に係る酒類の製造場から移出された酒類（当該承継に係る品目（酒税法第七条第一項に規定する品目をいう。）のものに限る。以下この条において「承継酒類」という。）は、当該承継をした者が移出したものとみなす。この場合において、承継酒類が法第八十七条第一項の規定の適用を受けて移出されたものであるときは、当該承継をした者が同項の規定の適用を受けて移出したものとみなす。

（完全支配関係）

第四十六条の七　法第八十七条第四項第二号に規定する政令で定める関係は、一の者（その者が個人である場合には、その者及びこれと特殊の関係のある個人）が法人の発行済株式（自己が有する自己の株式を除くものとし、その総数のうちに次に掲げる株式の数を合計した数の占める割合が百分の五に満たない場合の当該株式を除く。）又は出資（当該法人が有する自己の出資を除く。）の全部を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係（以下この項において「直接完全支配関係」という。）とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の全部を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の全部を保有するものとみなす。

一　当該法人の使用人が組合員となつている民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約（当該法人の発行する株式を取得することを主たる目的とするものに限る。）による組合（組合員となる者が当該使用人に限られているものに限る。）の当該主たる目的に従つて取得された当該法人の株式

二　会社法第二百三十八条第二項の決議（同法第二百三十九条第一項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項の規定による取締役会の決議を含む。）により当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。）又は使用人（当該役員又は使用人であつた者及び当該者の相続人を含む。以下この号において「役員等」という。）に付与された新株予約権（次に掲げる権利を含む。）の行使によつて取得された当該法人の株式（当該役員等が有するものに限る。）

イ　商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第七十九号）第一条の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条ノ二第二項の決議により当該法人の役員等に付与された同項第三号に規定する権利

ロ　商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号）第一条の規定による改正前の商法第二百八十条ノ十九第二項の決議により当該法人の役員等に付与された同項に規定する新株の引受権

ハ　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第六十四条の規定による改正前の商法第二百八十条ノ二十一第一項の決議により当該法人の役員等に付与された新株予約権

2　前項に規定する特殊の関係のある個人は、次に掲げる者とする。

一　その者の親族

二　その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　その者の使用人

四　前三号に掲げる者以外の者でその者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

五　前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

（承認酒類製造者の承認に関する事項等）

第四十六条の七の二　法第八十七条第五項に規定する政令で定めるものは、酒類製造業の技術又は生産性の向上、酒類の付加価値の向上又は販売先の開拓、組織の合理化、財務内容の改善その他経営を継続的かつ安定的に行うために必要な取組とする。

2　相続（包括遺贈を含む。第四十六条の八の四第六項において同じ。）により酒類の製造免許に係る製造業を承継した相続人（包括受遺者を含む。同項において同じ。）が酒税法第十九条第二項の規定の適用を受けた場合において、当該相続人が同条第一項の申告をするまでに法第八十七条第五項の申請をしたときは、同条第六項の承認を受けた当該相続人を当該相続があつた日に当該承認を受けた者とみなして、同条の規定を適用する。

3　税務署長は、法第八十七条第六項の規定により当該申請の承認をし、又は当該申請の却下をする場合には、書面により、これを当該申請をした者に通知する。

4　承認酒類製造者（法第八十七条第四項第一号に規定する承認酒類製造者をいう。次項から第七項までにおいて同じ。）は、事業計画書（同条第五項に規定する事業計画書をいう。以下この項において同じ。）の記載内容を変更するときは、当該変更に係る内容及び理由を記載した事業計画書を酒類の製造場（二以上の製造場を有するときは、いずれか一の製造場。第六項において同じ。）の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。